

避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針(概要)

【現状・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波が懸念される中、災害の危険が迫ったら、自分の命を守るため、躊躇なく避難行動をとってもらう必要があるが、その際には、感染症に十分注意する必要がある。
- ・市町が避難所を開設する際には、感染症対策として、3密(密閉・密集・密接)を回避するなど十分な対策を講じる必要がある。

課題等	対応・取組み等
<p>① 県民の適切な避難行動への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを危惧して、避難所へ行かないなど避難行動をとらないおそれがあるため、平時から地域の災害リスクの把握し、避難所等の経路確認など避難行動を考えてもらうとともに、避難所以外の避難についても検討してもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県、市町による住民への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・平時からハザードマップ等を活用した地域の災害リスクの把握と避難所の位置、経路の確認 ・自宅が安全な場合は、在宅避難や安全な地域の親戚、知人宅等の避難など適切な避難行動 <ul style="list-style-type: none"> ※県広報誌折込リーフレット(THE かがわ7月号)、ホームページ等 ○防災アプリ「香川県防災ナビ」等による適切な避難行動の支援 ○非常用持出品に加えて、マスク、消毒液、体温計等の持参
<p>② 避難所の3密(密閉・密集・密接)の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの避難者が密集すると、十分な間隔が確保できず、3密になることが懸念されるため、3密を回避するための対策を講じる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における3密(密閉・密集・密接)対策 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の風水害等の実績などを踏まえた想定避難者数の確認 ・世帯間で概ね2m以上(最低でも1m)の間隔を確保した場合の収容人数確認 ・スペースが確保できない場合は通常使用していない部屋や施設の開放 ・不足する場合は、指定避難所以外の避難場所の選定・確保の検討 ○ホテル・旅館等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・香川県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定にかかる「帰宅困難者の一時滞在受入協力宿泊施設一覧」を活用 →借上げ等について臨時交付金の活用対象 ○高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等を活用する場合の要配慮者の優先順位の検討 ・災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定に基づく要請
<p>③ 避難所等における生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設に当たっては、避難者(個人又は世帯)間の間隔の確保のほか、マスクの着用や手指消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所内のスペース確保 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者間で十分な間隔が確保できない場合、飛沫感染防止のため、パーティションを配置 ・発熱等症状が出た者のため、個室(もしくは専用ゾーン)及び専用のトイレの確保 ○マスク、消毒液、体温計、パーティション等物資・資機材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➡県「災害に強い香川づくり」補助金、臨時交付金の活用対象 県においても、感染症対策に必要な物資・資機材を確保 ・避難所以外の避難者への物資の供給等の対応 ○避難所開設時の感染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の受付で、体調に関する問診及び検温等の実施 ・定期的な換気及び接触が頻繁な場所(ドアノブ等)の定期的な消毒の実施 ・避難者に対して、マスク着用、手洗いや咳エチケット等の周知・徹底
<p>④ 健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を開設した際には、保健福祉部門と連携し、避難者の健康状態の管理のほか、発熱等の症状が出た場合の対応、連絡体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所には、保健師等を巡回させるなど、定期的な健康管理の実施 ○発熱等の症状が出た場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の個室(もしくは専用ゾーン)への案内 ・避難所職員等が各保健所へ相談、必要な場合は指定医療機関等で受診 ・陽性の場合は、避難所個室等の閉鎖・消毒など保健所へ相談